

農地の参考賃借料の改定について【平成23年2月設定】

農地の参考賃借料は、法律に基づくことなく、砂川市農業委員会が自主的に設定したものです。農地法の改正により廃止された標準小作料と同額としていたものを、2月に改定しました。砂川市内の農地の賃貸借の際に参考にしてください。

◇ 砂川市参考賃借料（10a当たり）、平成23年2月設定 ◇

| 農地の区分 | | 参考賃借料 | 基準収量 | | 備考 |
|-------|-------|---------|------|-----------|----|
| 田の部 | 上 田 | 14,000円 | 玄米 | 520 k g | |
| | 中 田 | 12,000円 | 玄米 | 510 k g | |
| | 下 田 | 7,000円 | 玄米 | 490 k g | |
| 畑の部 | 上 畑 | 4,500円 | そば | 70 k g | |
| | 中 畑 | 3,500円 | そば | 60 k g | |
| | 下 畑 | 2,000円 | 牧草 | 700 k g | |
| | たまねぎ畑 | 18,000円 | たまねぎ | 4,900 k g | |

農地の有効利用のために……

管内全ての農地を対象とした、農業委員会による毎年1回の農地の利用状況調査が義務づけられています（農地法第30条）。

砂川市農業委員会では、地区担当委員が日常的に農地の利用状況調査を行います。さらに10月には全市一斉調査を予定しています。

何も植えていないなど周りの農地に悪い影響があると、農業委員会が耕作するよう指導・勧告をするほか、農地として利用されない場合、所有権の移転等について協議を行うよう持ち主に通知することになります。持ち主との協議が整わない場合には、知事の裁定で他の人に貸す権利を設定されることがあります。

お持ちの農地についての相談は、地区担当農業委員または農業委員会事務局（54-2121内線250）へご連絡ください。

耕作目的の農地の売買・貸借について

耕作目的で農地を売買または貸借する場合、農地法3条の許可が必要ですが、適用除外の一つに、農用地等の貸借や売買を円滑に進め、規模拡大を希望する認定農業者等へ農地等を集めるため、基盤強化法第13条に定められた“**利用権設定等促進事業**”があります。

これは ▶農業委員会が、市や農協などと協力して農用地の利用関係を調整します。

▶市が関係権利者の同意を得て、農用地利用集積計画を作成します。

▶市が農用地利用集積計画を公告し、貸借や売買が成立します。

※ 利用権設定等促進事業のメリット

◇農地法の許可が不要で、利用権の設定手続きは一切市が行うので、手続きが容易です。

◇定期の賃貸借であり、その期間が満了すれば賃貸借は自動的に終了し、確実に返還されます。再度、利用権を設定することで、継続して貸すことも可能です。【出し手】

◇農用地利用集積計画によって農振農用地区域内の農地を譲渡した場合は、譲渡所得について特別控除があります。【出し手】

◇経営規模の拡大を図ることができ、賃貸借期間が明確なため、安定的な営農計画が立てられます。【受け手】

◇農用地を買った場合、不動産取得税、登録免許税が軽減されます。【受け手】